

令和元年農林水産省告示第 480 号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）の一部改正案についての意見・情報の募集について

令和 5 年 12 月 28 日
農林水産省消費・安全局

この度、「令和元年農林水産省告示第 480 号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）の一部改正案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項において、農薬の安全性その他の品質に関する審査の結果、「使用に際し、前条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においてもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるとき」（法第 4 条第 1 項第 5 号）に該当すると認めるときには、農薬の登録を拒否しなければならないこととされています。

また、法第 4 条第 2 項において、同条第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当するかどうかの基準は、農林水産大臣が定めて告示することとされています。

当該基準は、化学農薬を念頭に令和元年農林水産省告示第 480 号（以下「告示」という。）において、農薬の使用に際し、被害防止方法を講じた場合においても、農薬使用者に対する暴露量が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しないものとなること（第 1 号）及び蜜蜂に対する暴露量が、当該蜜蜂に対する影響に関する試験成績に基づき当該蜜蜂の群の維持に支障を及ぼすおそれがある程度の量であると認められるものとなること（第 2 号）と規定されています。

法第 2 条第 2 項に規定されている天敵（天敵農薬及び微生物農薬の総称）は、生物が生きた状態で含有されている農薬であるところ、天敵の登録審査に当たって、当該生物が人畜に対して病原性又は刺咬等の攻撃性を有する可能性がある等の生物学的性質を踏まえて人畜への影響評価を行うことができるよう、今般、農業資材審議会農薬分科会において審議された結果を踏まえ、同告示を別紙のとおり一部改正し、基準を新たに追加するにあたり、広く国民の皆様からの意見・情報を募集致します。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

- (1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和5年12月28日～令和6年1月26日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

告示改正案

○農林水産省告示第 号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第四条第二項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和元年農林水産省告示第四百八十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一 当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の被害防止方法を講じた場合においても、農薬使用者に対する暴露量が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しないものとなること。 二 当該農薬が、法第二条第二項の規定により農薬とみなされた天敵であり、かつ、当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においても、当該農薬の人に対する影響に関する試験成績、家畜（蜜蜂を除く。以下この号において同じ。）に対する影響に関する試験成績その他農林水産大臣が必要と認める資料に基づき、当該農薬に含有する天敵その他の生物に起因して農薬使用者又は当該家畜が疾病にかかり、又は傷害を受けるおそれがあると認められること。 三 当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においても、当該農薬の家畜（蜜蜂に限る。以下同じ。）に対する暴露量が、当該家畜に対する影響に関する試験成績に基づき当該家畜の群の維持に支障を及ぼすおそれがある程度の量であると認められるものとなること。 四 当該農薬が、法第二条第二項の規定により農薬とみなされた天敵であり、かつ、当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においても、当該農薬の家畜に対する影響に関する試験成績に基づき、当該農薬に含有する天敵その他の生物に起因して当該家畜が疾病にかかり、又は傷害を受けることにより、当該家畜の群の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められること。	一 当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の被害防止方法を講じた場合においても、農薬使用者に対する暴露量が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しないものとなること。 （新設） 二 当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においても、当該農薬の家畜（蜜蜂に限る。以下この号において同じ。）に対する暴露量が、当該家畜に対する影響に関する試験成績に基づき当該家畜の群の維持に支障を及ぼすおそれがある程度の量であると認められるものとなること。 （新設）